

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき，財政援助団体等監査を行ったので，同条第9項の規定により，その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年7月25日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 灰 田 昌 典

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

- (1) 指定管理者 犬丸学童クラブ運営委員会
- (2) 管理施設 小松市立犬丸子育てセンター
- (3) 所管課 教育委員会事務局青少年育成課

2 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

3 監査実施日 平成28年6月28日

4 監査の範囲 平成27年度「小松市立犬丸子育てセンター」管理委託にかかる出納その他の事務の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖, 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、指定管理委託料及び交付金が支払目的に従って適切に使用されているか、また、その他事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、犬丸子育てセンターにおいて、犬丸学童クラブ運営委員会代表及び所管課である教育委員会事務局教育次長ほか青少年育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

7 監査対象施設の概要

- (1) 設置根拠 小松市子育てを支援する施設に関する条例
- (2) 所在地 小松市蛭川町西15番地1
- (3) 利用期間 4月1日から3月31日まで
- (4) 目的

地域の子育て家庭に対する支援及び児童の健全な育成を図り、もって子育て環境の向上に資するため、地方自治法第244条の2の規定に基づき設置する。

(5) 事業内容

- ア 子育てに関する相談及び指導に関すること。
- イ 地域の子育て活動の育成及び支援に関すること。
- ウ 仕事と子育ての両立の支援に関すること。
- エ 子育てに関する情報及び学習の機会の提供に関すること。
- オ 放課後児童健全育成事業に関すること。
- カ 児童の健康管理の支援に関すること。
- キ その他子育てに関し市長が必要と認める事業

8 委託料等

団体に支払われている委託料等は以下のとおりであった。

(単位：千円)

名 称	金 額
犬丸子育てセンター指定管理委託料	8,282
放課後児童健全育成推進事業交付金	398

9 監査の結果

監査を実施した範囲において、委託料及び交付金の使途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：青少年育成課】

放課後児童クラブの運営について、国では新たに「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、平成27年4月1日より適用されることになった。

その中で、「社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。」とある。

児童クラブの代表者（責任者）、支援員等の運営スタッフは、各クラブの実態に応じて創意工夫を図り、クラブの質の向上と機能の充実に努めており、その処遇、労働環境整備は、健康で意欲を持って就業するために必要であり、運営上の重要事項である。

代表者を含め児童クラブを運営する職員の報酬、賃金等の処遇については、地域、学校、保護者等で構成されている運営委員会において諮り、透明性の確保に努め、児童クラブの質の向上と機能の充実に努めていただきたい。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

- (1) 団体名 第一児童クラブ 1
- (2) 運営団体名 第一学童クラブ運営委員会
- (3) 所管課 教育委員会事務局青少年育成課

2 監査の種別 財政援助団体監査

3 監査実施日 平成28年6月28日

4 監査の範囲 平成27年度交付金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 小栗 徹, 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、交付金が支払目的に従って適切に使用されているか、また、その他事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、第一児童クラブ 1 において、第一学童クラブ運営委員会委員長及び関係職員並びに教育委員会事務局教育次長ほか所管課である青少年育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

7 監査対象団体の事業内容

(1) 名称

第一児童クラブ 1

(2) 事業目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に小学校その他施設を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 活動内容

- ア 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定のための活動
- イ 遊びの活動への意欲と態度を形成させるための活動
- ウ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- エ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- オ 家庭や地域での安全な遊びの環境づくりへの支援
- カ その他児童の健全育成上必要な活動

8 交付金

団体に支払われている交付金は以下のとおりであった。

(単位：千円)

名 称	金 額
放課後児童健全育成事業運営費交付金	8,953
放課後児童健全育成推進事業交付金	131

9 監査の結果

監査を実施した範囲において、交付金の使途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：青少年育成課】

放課後児童クラブの運営について、国では新たに「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、平成27年4月1日より適用されることになった。

その中で、「社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。」とある。

児童クラブの代表者（責任者）、支援員等の運営スタッフは、各クラブの実態に応じて創意工夫を図り、クラブの質の向上と機能の充実に努めており、その処遇、労働環境整備は、健康で意欲を持って就業するために必要であり、運営上の重要事項である。

代表者を含め児童クラブを運営する職員の報酬、賃金等の処遇については、地域、学校、保護者等で構成されている運営委員会において諮り、透明性の確保に努め、児童クラブの質の向上と機能の充実に努めていただきたい。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

- (1) 団体名 第一児童クラブ2
- (2) 運営団体名 第一学童クラブ運営委員会
- (3) 所管課 教育委員会事務局青少年育成課

2 監査の種別 財政援助団体監査

3 監査実施日 平成28年6月28日

4 監査の範囲 平成27年度交付金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 小栗 徹, 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、交付金が支払目的に従って適切に使用されているか、また、その他事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、第一児童クラブ1において、第一学童クラブ運営委員会委員長及び関係職員並びに教育委員会事務局教育次長ほか所管課である青少年育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

7 監査対象団体の事業内容

(1) 名称

第一児童クラブ2

(2) 事業目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に小学校その他施設を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 活動内容

- ア 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定のための活動
- イ 遊びの活動への意欲と態度を形成させるための活動
- ウ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- エ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- オ 家庭や地域での安全な遊びの環境づくりへの支援
- カ その他児童の健全育成上必要な活動

8 交付金

団体に支払われている交付金は以下のとおりであった。

(単位：千円)

名 称	金 額
放課後児童健全育成事業運営費交付金	7,202
放課後児童健全育成推進事業交付金	100

9 監査の結果

監査を実施した範囲において、交付金の使途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：青少年育成課】

放課後児童クラブの運営について、国では新たに「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、平成27年4月1日より適用されることになった。

その中で、「社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。」とある。

児童クラブの代表者（責任者）、支援員等の運営スタッフは、各クラブの実態に応じて創意工夫を図り、クラブの質の向上と機能の充実に努めており、その処遇、労働環境整備は、健康で意欲を持って就業するために必要であり、運営上の重要事項である。

代表者を含め児童クラブを運営する職員の報酬、賃金等の処遇については、地域、学校、保護者等で構成されている運営委員会において諮り、透明性の確保に努め、児童クラブの質の向上と機能の充実に努めていただきたい。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

- (1) 指定管理者 第一学童クラブ運営委員会
- (2) 管理施設 小松市立第一子育てセンター
- (3) 所管課 教育委員会事務局青少年育成課

2 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

3 監査実施日 平成28年6月28日

4 監査の範囲 平成27年度「小松市立第一子育てセンター」管理委託にかかる出納その他の事務の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖, 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、指定管理委託料及び交付金が支払目的に従って適切に使用されているか、また、その他事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、第一児童クラブ1において、第一学童クラブ運営委員会委員長及び所管課である教育委員会事務局教育次長ほか青少年育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

7 監査対象施設の概要

- (1) 設置根拠 小松市子育てを支援する施設に関する条例
- (2) 所在地 小松市糸町4番地18
- (3) 利用期間 4月1日から3月31日まで
- (4) 目的

地域の子育て家庭に対する支援及び児童の健全な育成を図り、もって子育て環境の向上に資するため、地方自治法第244条の2の規定に基づき設置する。

(5) 事業内容

- ア 子育てに関する相談及び指導に関すること。
- イ 地域の子育て活動の育成及び支援に関すること。
- ウ 仕事と子育ての両立の支援に関すること。
- エ 子育てに関する情報及び学習の機会の提供に関すること。
- オ 放課後児童健全育成事業に関すること。
- カ 児童の健康管理の支援に関すること。
- キ その他子育てに関し市長が必要と認める事業

8 委託料等

団体に支払われている委託料等は以下のとおりであった。

(単位：千円)

名 称	金 額
第一子育てセンター指定管理委託料	11,817
放課後児童健全育成推進事業交付金	124

9 監査の結果

監査を実施した範囲において、委託料及び交付金の使途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：青少年育成課】

放課後児童クラブの運営について、国では新たに「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、平成27年4月1日より適用されることになった。

その中で、「社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。」とある。

児童クラブの代表者（責任者）、支援員等の運営スタッフは、各クラブの実態に応じて創意工夫を図り、クラブの質の向上と機能の充実に努めており、その処遇、労働環境整備は、健康で意欲を持って就業するために必要であり、運営上の重要事項である。

代表者を含め児童クラブを運営する職員の報酬、賃金等の処遇については、地域、学校、保護者等で構成されている運営委員会において諮り、透明性の確保に努め、児童クラブの質の向上と機能の充実に努めていただきたい。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

- (1) 団体名 符津児童クラブ
- (2) 運営団体名 符津学童クラブ協議会
- (3) 所管課 教育委員会事務局青少年育成課

2 監査の種別 財政援助団体監査

3 監査実施日 平成28年6月28日

4 監査の範囲 平成27年度交付金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 小栗 徹, 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、交付金が支払目的に従って適切に使用されているか、また、その他事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、符津児童クラブにおいて、符津学童クラブ協議会会長及び関係職員並びに教育委員会事務局教育次長ほか所管課である青少年育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

7 監査対象団体の事業内容

(1) 名称

符津児童クラブ

(2) 事業目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に小学校その他施設を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 活動内容

- ア 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定のための活動
- イ 遊びの活動への意欲と態度を形成させるための活動
- ウ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- エ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- オ 家庭や地域での安全な遊びの環境づくりへの支援
- カ その他児童の健全育成上必要な活動

8 交付金

団体に支払われている交付金は以下のとおりであった。

(単位：千円)

名 称	金 額
放課後児童健全育成事業運営費交付金	6,642
放課後児童健全育成推進事業交付金	128

9 監査の結果

監査を実施した範囲において、交付金の使途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：青少年育成課】

放課後児童クラブの運営について、国では新たに「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、平成27年4月1日より適用されることになった。

その中で、「社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。」とある。

児童クラブの代表者（責任者）、支援員等の運営スタッフは、各クラブの実態に応じて創意工夫を図り、クラブの質の向上と機能の充実に努めており、その処遇、労働環境整備は、健康で意欲を持って就業するために必要であり、運営上の重要事項である。

代表者を含め児童クラブを運営する職員の報酬、賃金等の処遇については、地域、学校、保護者等で構成されている運営委員会において諮り、透明性の確保に努め、児童クラブの質の向上と機能の充実に努めていただきたい。